平成28年11月8日 開 会 平成28年11月8日 閉 会 平成28年11月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成28年第5回(11月)川南町議会臨時会会期表[1日間]

目 次	月日	曜	摘 要
第 1 目	11月8日	火	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明) 討論 ・ 採決 閉 会

目 次

告	示						
応招譲	損・	不応招議員					
			第1号	(11月8日)	
本日の	会議	炎に付した事件					
出席譲	員・	欠席議員・事務局出席者・説	明員				
開	会						
		諸般の報告・会期の決定に	ついて・会議録署名議	長員の指4	名		
		専決処分の報告について(報告第12号·13号)				
		議案上程·提案理由説明·請	養案質疑・討論・採決(議案第5	1号)		
		議案上程·提案理由説明·請	養案質疑・討論・採決(議案第5	2号)		1
	議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(議案第53号・第54号)						2
		議案上程·提案理由説明·質	質疑・討論・採決(発議	第6号)			2
		議員派遣の件について					2
		議会運営委員会の閉会中の	所掌事務調査の件に	こついて			2
閉	会						2

川南町告示第111号

平成28年第5回(11月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年11月2日

川南町長 日 髙 昭 彦

- 1 期日 平成28年11月8日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	蓑 原 敏 朗	君	2番	中村	昭 人	君
3番	児玉 助壽	君	4番	内藤	逸 子	君
5番	税田榮	君	6番	福岡	仲 次	君
7番	三原 明美	君	8番	河 野	浩一	君
9番	安藤洋之	君	10番	林	光 政	君
11番	竹 本 修	君	12番	德弘 美	美津子	君
13番	川上昇	君				

○ 不応招議員(なし)

平成28年第5回(11月)川南町議会臨時会会議録(1日) 平成28年11月8日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成28年11月8日 午前9時00分開会

日程第1	諸般の報告について		
日程第2	会期の決定について		
日程第3	会議録署名議員の指名について(竹本 修・徳弘 美津子)		
日程第4	報告第12号	専決処分の報告について	
日程第5	報告第13号	専決処分の報告について	
日程第6	議案第51号	川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第7	議案第52号	川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例等の一部改正について	
日程第8	議案第53号	平成28年度川南町一般会計補正予算(第3号)	
日程第9	議案第54号	平成28年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)	
日程第10	発議第 6号	監査請求に関する決議について	
日程第11	議員派遣の件について		
日程第12	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件		

出席議員(13名)

1番 蓑 原 敏 朗 君 2番 中 村 昭 人 君

3番 児 玉 助 壽 君 4番 内 藤 逸 子 君

5番税田 榮君 6番福岡仲次君

7番 三 原 明 美 君 8番 河 野 浩 一 君

9番 安 藤 洋 之 君 10番 林 光 政 君

11番竹 本 修 君 12番 德弘 美津子 君

13番川 上 昇 君

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

日 高 昭 彦 君 副町長 清藤 荘 八 町 長 会計管理者• 日 髙 裕 嗣 教育長 木 村 誠 君 君 会計課長 総務課長 押川 義光君 まちづくり課長 米田 政彦 君 産業推進課長 博 君 農地課長 新 倉 好 雄 君 吉田 喜久吉 君 大山 幸男 建設課長 環境水道課長 君 大塚 祥一 町民健康課長 橋口幹夫君 教育課長 君 福祉課長 篠 原 三角 博志 浩 君 税務課長 君 代表監査委員 一一谷 村 裕 二 君

午前9時00分開会

〇議長(川上 昇君) おはようございます。

ただいまから平成28年第5回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、定期監査及び例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配付してあるとおり であります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、竹本修君及び德弘美津 子君を指名します。

日程第4、報告第12号専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)、日程第5、報告第13号専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)、以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

〇町長(日髙 昭彦君) おはようございます。

報告第12号及び報告第13号は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行った事案について、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第12号は、専決13号及び第14号にありますとおり、平成28年7月19日に川南湿原付近で、町内のボランティア団体がボランティア活動中に草刈り機ではじいた石が駐車中の2台の車のリアガラスを破損させたものであります。損害賠償金は、それぞれ8万8921円及び9万8328円です。

次に、報告第13号は、専決第15号にありますとおり、平成28年8月18日に唐瀬原中学校軟 式野球部の部員の打球がフェンスを越え、民家の窓ガラスに当たり破損したものであります。 損害賠償金は、5万9400円です。

両事案ともに、賠償金につきましては全額、本町が加入しています損害賠償保険から支払 われています。

以上、報告いたします。

- **〇議長(川上 昇君)** ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○議員(児玉 助壽君) この専決処分の件ですけど、この報告第12号と13号についてでありますが、この同じ日にリアガラスを破損させたものちゃあるけんどよ、この保険で払うからええちいうような何じゃったけんど、これは保険に入っとらんかったらよ、これは恐らくこの担当しよっとこが湿原付近ちいうことじゃから、教育課かどこか知らんけんですよね。

この恐らくボランティアということは、この財源を抑制するためとか何とか言うけんど、これはおまえ、保険に入っとらんかったら、町が弁償するものになっちゃるがよ。この何でんかんでん、このボランティアをつくってええかじゃがよ。もし、これが人身事故じゃなかった場合はよ、町がこの責任をとらなならんとかどうか知らんけんど。

ただ、1日に2件もこういうことが起きると自体がおかしい。そういう草刈りしよって、 その石がはねたということは計算されるわけじゃが、そういう何じゃったら車を移動させた りなんたりして、草刈りすっとが、この普通じゃっちゃけんど。この何じゃねえしたら、も うこの事故が起きて「町が責任とるからいい」というような考えでやっとるととられてもし ょうがねぇがよ。

恐らくこの湿原の付近じゃったら、この湿原は国の天然記念物になっとっとやがよ。草刈り機や何やらでしよったらよ、あっこの植物を傷つけたりなんたりする恐れがあったが。これをするときには、町の職員か何か監督する者が行っとったとね。

○教育課長(大塚 祥一君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

当日は、町の職員は立ち会ってはおりませんでした。また、前日に雨が降りまして、実際の草刈り作業につきましては管理棟付近をしていたということでございますが、管理棟付近に前日の雨で流された土砂が流されてきておりまして、それを弾いてしまったということでございました。

また、今後の作業については、十分気をつけていただくようお願いしたところでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) その付近ちゅうて、いっぱいあるわけじゃがよ。どこかわからんかったけんど、管理棟のそば。(「はい。」と発言する者あり)管理棟のそばは、ちゃんとした駐車場があると思うんじゃけんどよ。そこを並べ切らんほどの車がおったとは思えんがよ。その駐車場に停めとらん車じゃねえとね、これは。ちゃんとあんた駐車場に停めとったら、草切ってから、俺は余り聞いたことがねえがの、こんなの。よっぽど注意を怠ったとしか思えんけんどよ。これはおまえ、ちゃんとした業者に仕事をさせれば、こいつは起きらん

とやねえね。

また、人身事故や何や起きた場合でんよ、町は責任とらんでええちゃがよ。かえっちゃ、ボランティアをたきつけよっとじゃねえの、これは。

〇教育課長(大塚 祥一君) ボランティア作業ということですので、ボランティア団体のほうが自主的に行われた作業でございます。

また、車を停めていた場所は管理棟のちょっと離れたところですけれども、両車とも管理 棟付近に停めておりました。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) ただ、ちゃんとした決められたとこに停まっとらんほうも責任があっとやねえね、これは。やっぱりそういう何もしとらんかったら今後、(「そうだ」と呼ぶ者あり)またこういう事故が起きるがよ。ちゃんとした駐車場があっとに、何で駐車場に停めさせんとね。やっぱりそこ辺のそういう責任もあると思うっちゃけんどんよ、ちゃんとした駐車場があっと。

だから、そのボランティア団体も移動させておまえ、草を切れば、こういう事故は起きらんかったと思うんじゃけんど、これはおまえ保険で払うからええちいうもんじゃねえよ。ええ、答えは。

- **○議長(川上 昇君)** 答えはいいということですが、言いますか。もういい。よろしいですか。答弁はいいんですか。
- 〇議員(児玉 助壽君) 要らん。
- 〇議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇議員(林 光政君)** ただいまの児玉議員のお尋ねと全く同じことなんですけど、私もちょっと考えておったものですから、ちょっと申します。

専決処分が3件上がっておりますが、和解が成立しているということですので、それについての異議は申し上げませんけれども、ボランティアでありますので、善意での仕事だったと私は思いますが、まず児玉さんもおっしゃいましたように、仕事にとりかかる前からの段階で気をつければ、この事故は起きなかったと私は思います。

そして、今まさに指定の駐車場であったのかと、車の移動はできなかったのか。いろいろまたプロの草刈りの人たちの仕事場を見ておると、草刈りをするときにはちゃんとした防護の網とか、ああいうものをちゃんと構えておられるようです。この人たちは、たまたまボランティアで、そういう専門の草刈り班じゃないので、そういうのは準備しておられなかったのかと思いますけども、大の大人がする仕事ですので、やっぱり車の移動とか、駐車場の指定の場所に停めておくとか、何かそこらあたりの気遣いが大人のする仕事じゃなかったと私は思います。

今後はこういうことがないように、十分に仕事に取りかかる前からそういう話し合いをしていただきたい。そのように思います。やっぱりお金にしても、18万ぐらいが動いておると

思います。やっぱり皆さんの納めたお金ですので、無駄なお金を使わないようにしていただきたい。

もう一つ、学生の野球の練習のことですけども、これはのびのびと練習をしていただくためにも、そういうもしかしたらという場所があったときにはネットを上げてもらうとか、やっぱり馬力のいい生徒がいますので、そういうところにも十分に気をつけて取りかかっていただきたい、そう思います。答えはいいです。

終わります。

- ○議長(川上 昇君) 要らない、答弁は。ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(中村 昭人君) 報告第13号なんですが、今、林議員のほうからも上がりましたけども、この打球がフェンスを越えるということは、これライト側のある民家だと思いますけども、過去にも多分こういった事例があったというふうに思うわけですけども、今後ないということはなかなか言えないんじゃないかなということが思うんですけども、今後こういったことへの対応というようなお考え、対応が可能なのかどうか、もしお答えいただければ。
- ○教育長(木村 誠君) 唐瀬原中学校の野球の練習につきまして、現場へ行ってみたんですけれども、夏にホームベースを5メートル下げました。少しでも遠くなるようにということですね。ライト側は、御存じのとおり、センダンの木がいっぱい植えてありますよね。なかなかネットを張れないという状況がありますし、被害者の申し入れ、申し立てですから、多分当たって割れたんだろうと思うんですけれども、子供たちからは申し出なかったわけです。生徒からはですね。そういうところがありましたけれども、これ申し出がありましたので、ボールが当たって割れたという判断でこういう形をとりましたけれども、そういうことで、きちっとネットが張れればいいんですけども、あの状況、全部センダンの木を切ってネットを張るとか、そういう形にしないと、やっぱり枝がいっぱい出てますので、あんなところにネットを張るというのはなかなかちょっと不可能な状況があって、ホームベースを5メートルは下げたところです。

以上でございます。

○議員(中村 昭人君) 木を切る中で、その対応が可能であれば、ぜひとも善処をしていただければのびのびとですね。今、子供は力がある子が多いですので、練習試合等もあそこでやると思いますので、できる限りの対処をお願いしたいと思います。

以上です。

- **○議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(三原 明美君) 私も、先ほど中村議員が言われましたように、その野球のフェンスのことなんですが、住民の方は多分すごい不安を持っていらっしゃると思うんですよ。いつ球が飛んでくる。そこに、まずけがをしなかったことが今回は良かったと思うんですが、もしガラスでけがをするとか、そういうことがなきにしもあらずだと思うんですよね。だから、やはりそういう対策は、しっかりととっていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(川上 昇君) 答弁はよろしいですか。
- 〇議員(三原 明美君) いいです。
- ○議長(川上 昇君) はい。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第6、議案第51号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第51号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。 議案第51号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等 の一部を改正する法律に準じ、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するも のでございます。

詳細につきましては総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定い ただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明を終わります。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長(押川 義光君) 議案第51号につきまして、その補足説明を申し上げます。

国及び県は人事院勧告等により、民間給与との格差0.17%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、民間の特別給与の支給状況を踏まえ、勤勉手当の支給率を引き上げます。年間0.1月分でございます。また、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族と同額にするとともに、子に係る手当額を引き上げることとし、段階的に行うこととしています。この人事院勧告に基づき、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な規定につきまして、第1条は、本年12月の勤勉手当の支給率を「100分の80」を「100分の90」に引き上げて支給するもの及び給料表を改定し、本年4月に遡るものでございます。

第2条は、平成29年4月から1年間の扶養手当額を配偶者「1万円」、子供「8,000円」 と見直しし、勤勉手当の支給率を第1条の改正後にさらに改正するものでございます。

第3条は、平成30年4月以降の扶養手当額を配偶者「6,500円」、子供「1万円」と見直すものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、俸給表の改正は、平成28年4月1日から適用し、第 2条は、平成29年4月1日から、第3条は、平成30年4月1日から施行するものでございま す。 以上で補足説明を終わります。

- ○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **○議員(内藤 逸子君)** この給与の改定にあたりまして、職員組合との話し合いは終わっているのでしょうか。
- ○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。 去る10月31日に確認書を交わして、職員組合側とは妥結しているところでございます。 以上でございます。
- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(児玉 助壽君) 議案第51号につきましてですが、この人事院勧告は、これは法的 拘束力はねえですがね。だから、法的拘束力のねえやつはすぐ守るけんどよね、町は。昨年 もじゃけんど、その前の年も、あれは農村公園の行政財産に関する238条、ほんで公の施設 に関する244条、農村公園条例、町の使用料徴収条例、そういうのはよね、簡単に違反しと ってよ、法的拘束力のあるやつは。この法的拘束力のないやつはよ、何で従うとね。いいで すか、今よね、この保険税が値上がりしたり、そして今度は年金の抑制法律が出てくるわけ だが。その住民に痛みを強いてよ、あんたどんばっかり身を削らんこつはできんはずじゃけ ど、あんた方のもんだけ給料を上ぐっとね。川南町民の大体平均所得が200万そこそこじゃ とんよ。町の職員の平均給与所得はどのくらいになっとですか。
- ○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

拘束力という面では、確かに絶対的なものではございません。

ただ、この人事院勧告と申しますのは、基本的には労働三権の代償措置ということで決められているものでございます。

本来労働者と使用者側の給与関係は、双方の交渉によりまして決定するというのが大原則でございますが、そこに公務員は特殊な部分で、団結権、団体交渉権、争議権の一定の制約があるわけでございます。その労働三権の制約の代償としまして、国としては人事院を設け、そこの勧告に従いまして公務員の給与と民間との差をみながら決定していくと、あわせて県のほうも人事委員会を組織しまして、そういうところで監視しながら、決定していくという制度に基づいて勧告がされます。それに従いまして我々は給与を決定していっているというところでございますので、この部分については御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、役場職員全体の給与ということでございますが、平均年齢としましては40歳が 大体平均になりまして、500万相当の収入ということにはなっておるかというふうに思って おります。具体的な数字につきましては、詳細につきましての数字は、また後日報告したい と思います。

〇議員(児玉 助壽君) 総務課長、あんたが今言うた法律、法律でちゃんと公務員は身分

を保障されとっちゃがよね。その身分を法律で保障されとる役場の職員がよ、知らんかった やら、認識不足やら、そういうことを言うちゅうに弁償責任やら、そういう責任を回避する ことはできんはずじゃが。法的拘束力のあるやつは守らんでよね、こげな法的拘束力の守ら んでええやつはよ、すぐ飛びついて改正するけんどんよ、おかしいんじゃない。あんたたち は、やり方が。そげなこつするから、この文句つけられるんじゃけんどんよ、総務課長。町 長も副町長も、この後の特別職の何に関わるけんど、今答えてよ。肝に銘じてよ。次の質問 に答えてくださいよ。

- ○議長(川上 昇君) いいのかな。
- 〇議員(児玉 助壽君) 答弁は要らんです。
- ○議長(川上 昇君) はい。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第51号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の 一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(日高 昭彦君) 議案第52号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。 この議案は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員の給与を改定するものでご ざいます。

あわせまして、昨年末に発生しました運動公園弓道場横の駐輪場建設撤去問題につきまして、町政を混乱させたことに改めて町議会を初め、町民の皆様に深くおわびを申し上げますとともに、町政をあずかる者といたしまして、このことを真摯に受けとめ、町長の給料月額を一月の間10%、副町長及び教育長の給料月額を同期間5%それぞれ減額するものでございます。

詳細につきましては総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定い ただきますようお願いいたします。

- ○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明を終わります。 補足説明があればこれを許します。
- 〇総務課長(押川 義光君) 議案第52号につきまして、その補足説明を申し上げます。 この議案は、一般職の職員の給与改定及び近隣の特別職の手当の状況を勘案して、特別職 の職員及び議会の議員の期末手当を0.15月分引き上げ、年間の支給月数を「3カ月分」から 「3.15月分」とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

- ○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○議員(徳弘美津子君) 議案第52号について質問いたします。

今回の駐輪場のことを受けまして、町長、三役が給料の減額を提案されておりますが、まず一点、町長、副町長、教育長の減額の金額をお教え願います。

- ○総務課長(押川 義光君) 徳弘議員の御質問にお答えいたします。 総額で12万4400円になるということでございます。
- ○議員(徳弘美津子君) この金額の根拠というか、姿勢だと思うんですが、10月の回覧板に町民の方に対しておわびをした金額の中では16万何がしかという金額で出ておりました。 私たち決算認定の中では、不認定金額が47万2323円、あと感覚的に人件費のこともあり、広報の中でもそれをうたっております。その16万にさえもならない金額ということの姿勢を問いたいなと、その金額ではない姿勢であるということであろうかと思います。

それと、今回この52号に特別職の給料と関連してこれを提案されておりますが、では11月のこの臨時議会でするのなら、対象が12月1日から12月31日ではないのかなという気がするんですね、あえてこの11月臨時議会で提案をされるのなら。それが1月の1日から1月の31日までという理由もお聞きしたいと思います。できたら町長に。

〇町長(日髙 昭彦君) ただいまの御質問でございます。

減額の規定というのはございませんので、この判断は、最終的には私の判断ということになりますが、それはこれまでの事例、そういうことを勘案しての結論でございます。

○総務課長(押川 義光君) 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

1月の理由ということでありますが、通常一般的に他町村、あるいは過去の事例を見たときに、その一月の分を減額するというのが定説、通常のほかの町村との均衡から考えたときに、その月、通常の月例給を減額するというのが通例でございますので、その例に従ったということでございます。12月になった場合に期末手当等にも影響が出るということから、通常の一月にするためには1月が相当という判断をしたところでございます。

○議員(徳弘美津子君) そういう問題ですかね、今回のこの問題は。今回の駐輪場については、川南独自の問題であります。それをどう考えるかということを、姿勢を問わないといけないのかなと思っておりますが、いろんな考え方があろうかと思います。今の総務課長の

答えが町長の考えであるのなら、この議案がどうなるかわかりませんが、逆にそれが町長の姿勢であると、私も今後またいろんな立場、場面において、今回の問題は、多分いろんな問題で、皆さんの中で上がってくるのかなと思っております。町長が町民に対してわざわざ文書で、こういうおわびをする。金額の差異とか、いろいろありますが、その姿勢が今の町長の考えであるということを私が考えて、今回のことは、これの中で、またそれぞれの議員が考えていくんですが、それをまた皆さんに、私は広報として町長の姿勢を皆さんにお知らせするのも一つの役目かなと思っています。

今回非常にこの金額、常道によって1カ月がそうだとかボーナスに反映するとか、とんでもない話ですが、そういうことをやっているということを住民の方には知っていただきたいなと思っております。町長が今回の件について、どのような判断をして、こういうことになったということがこの結果だということを、また私たちの中で一般質問なりをしていきながらこうなのかなと思っています。

最後に、もう一回町長、この金額で自分の中では妥当だという金額で思っていらっしゃいますでしょうか。

〇町長(日高 昭彦君) 今回の責任については、最終的に私の責任であるというのは十分 認識しておりますし、一番大事なことは、やはりこういうことを起こしてしまった我々の連 携がなかったという点が一番だと思っております。金額だけを詰めると、過去の事例とか、 そういうものに私は従います。それは金額だけを仮にもし探すとなれば、これは何千万とか 何億のときに、逆のこともあり得ますので、これは私の判断でございます。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(林 光政君) 単純にこの52号については、今回は上げないほうがよかったんじゃないかなと私は思います。といいますのは、51号でいろいろ三役の人たちの給与の減額を言っておって、舌の先の乾かないうちに、またこのようなことを、片方は下げる、片方は上げる、何か矛盾してるような気がちょっと私の頭の中では思います。

そして、この議員についても、何かありがた迷惑みたいな気がしないでもありませんので、 そういうことです。 (「51号ですか。」、「何ですか、いいんですか。」呼ぶ者あり) (「訂正、52号。」と呼ぶ者あり) 52号についてですね、今の。51号は違います。

- **〇議長(川上 昇君)** 51号で上げて、52号で下げるからという、そういうことですか。
- **○議員(林 光政君)** そういう感じが、この文を見たときに感じないわけでもありませんので、この52号については、今回はバツにしてもいいんじゃないかなと私は思います。 (「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(川上 昇君) 暫時休憩します。

十削9時38分外憩
午前9時39分再開

大头 o 叶 o o 八 从 4位

〇議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

林光政君、質問を再度、お願いします。

○議員(林 光政君) 私の、ちょっと、早とちりで変なことを申し上げましたけども、申しわけございませんでした。訂正します。(「いやいや、その質問の内容は。」と呼ぶ者あり)(「違う。」と呼ぶ者あり)(「おかしいんじゃないかということ。」と呼ぶ者あり)(「質問自体を間違うとったちゅうことじゃが。」と呼ぶ者あり)(「要するに、52号の中で上げたり下げたりがあるからおかしいじゃないかということですね。」と呼ぶ者あり)(「52号、一つじゃがえ、52」と呼ぶ者あり)

どうも申しわけございません。林光政です。

- ○議長(川上 昇君) 質問を続行してください。
- ○議員(林 光政君) 私の、ちょっと勘違いと申しますか、単純に思ったものですから。 ただ、52号については、ちょっと今回は、これはいっちゃないかなという感じがしたもんで すから提案したところであって、51号は、今言うごつ、補佐からもいろいろ説明聞きました ので……。そういうことです。訂正します。(「質疑…」と呼ぶ者あり)
- **〇議長(川上 昇君)** 52号の中で、下げたり上げたりはおかしいんじゃないかという……。
- ○総務課長(押川 義光君) 林議員の御質問にお答えいたします。

52号の第1条につきましては、確かにおっしゃるとおり減額というところがございます。 52号の後段に特別職等の期末手当の増額というのがありまして、上げたり下げたりというの は、確かに、この中だけで見れば見られるところでございますが、根本的な趣旨が違ってお りまして、先ほどから町長が提案されましたとおり、今回の駐輪場の問題等を含めての減額 というのがまずありまして、その後に、郡内の均衡、それから県内の均衡を考えたときに、 やはり特別職、一般職が増額になりまして、かなりの部分、特別職に追いついてくるという 部分がございます。

最近は逆転現象もございませんが、以前は逆転、職員のほうが高くて特別職が低かったという時代もございましたけれども、最近は、それは見られないようでございます。ただ、一般職が上がる分について、特別職についても均衡の原則等を考えたときに、後段では、やはり期末手当の増額が妥当という判断をしたところでございます。

ちなみに、郡内で川南町が下から2番目の状況で、今ずっと推移してきております。そういう状況。それから、特別職の給料等も下から2番目と、都農に次いで下から2番目という

状況がございますので、そのあたりを勘案して提案したところでございます。 以上でございます。

- **〇議員(林 光政君)** いろいろと説明ありがとうございました。わかりましたので、終わります。
- ○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(竹本 修君) 議案第52号につきまして、質問をさせていただきたいと思います。 提案につきましては、給与改正に準じて特別職の職員の給与を改定するということでございますが、先ほどから検討されておりますが、その中におきまして、今回は、昨年末に発生しました運動公園のことにつきまして、減額もあわせて行いたいということでございますが、この弓道場の問題点の担当課はどこでしょうか。(「担当課。」と呼ぶ者あり)
- ○総務課長(押川 義光君) 弓道場関係、あの問題に関しては直接担当しているのは教育 課になります。
- ○議員(竹本 修君) 教育課ということですね。(「そうなんです。」と呼ぶ者あり) それでは、提案されております、町長の100分の10、副町長の100分の5、教育長の100分の5ということでありますが、担当課が教育課であれば教育長の責任というものにつきましての、ただ数字だけで申し上げることにつきましては、ちょっとおかしいとこも出てくるかと思いますが、問題点の発足当時におきましては、窓口としては最初に携われたのは教育長だろうというふうに思います。

そのあたりの認識に基づいて、今回の自分たちの処分といいますか、そういうことにつきましては数字的には出ただろうと思いますが、そのあたりにつきましての責任分野というものにつきましては、考えられたのか教えていただきたいと思います。

- **〇町長(日高 昭彦君)** 今、議員が言われるとおり、担当課の責任というのは当然あるか と思いますが、最終的に町長の責任ということで、道義的責任ということで今回の判断を私 がしております。
- **〇議員(竹本 修君)** 決裁というものにつきましては、金額的には恐らく50万の範囲内の予算処置であるわけですから、原課においての処理だというふうに思います。

最終的に、何でそこを申し上げますかというのは、町長の、最後は責任だ、それは当然の ことでありますが、しかし、そこまでにいくには、決裁期間といいますか、そういったもの の順序というものがありまして、なかなか遠い道だろうというふうに思います。

ですから、判断能力としては、最初に教育長というものが出てくるということで、そのあたりから考えますと、先ほど言われました、100分の10、それから100分の5、100分の5につきましては、私は一考を要してもいいんじゃないかというような気がしたわけでございますが、再度お聞きしますが、そのあたりの考えはなかったものかお伺いしたいと思います。

〇町長(日高 昭彦君) 今、御指摘をいただいたことに関しても、冒頭に申しましたとおり、例えば減額のみに関して言えば規定がございませんので、これは、私の姿勢だと、道義

的責任だと思っていただきたいと思っております。

今回の問題は、何度も答弁させていただきましたが、まずは、職員間の連携がとれてなかったと。その点は一番我々が反省すべき点だと思っております。あとは、そういう法的なことに対する周知、この2点については、まさしく、これからしっかりと今後に生かすべきだと感じております。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号川南町特別職の職…… (発言する者あり)終わりました。 (発言する者あり)

- ○議員(児玉 助壽君) 質疑はあるよ。
- **〇議長(川上 昇君)** 皆さん済みません、よろしいですか。質疑に戻っていいですか。 申しわけありませんが。
- ○議員(児玉 助壽君) 反対討論できんが、あんた。
- ○議長(川上 昇君) それでは、申しわけございません。質疑が、ちょっと聞き漏れた 議員がいたようですので……。
- ○議員(児玉 助壽君) この議案第52号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び……
- ○議長(川上 昇君) マイクを使ってくださいね。
- ○議員(児玉 助壽君) 旅費に関する条例等の一部改正についてにおける、この、町長、 副町長、教育長の町三役の減額案について伺いますが、これは、川南町運動公園弓道場横に 設置した簡易施設の違法建設及び撤去にかかわり、町職員が町に損害を与えたことの責任を とるというもののようでありますが。

一点目、町職員の何年か前の飲酒運転での懲戒解雇を含め、一昨年問題となりました細農村公園の目的外使用許可にかかわる地方自治法第238条、同244条及び町条例、農村公園条例、同使用料徴収条例に違反し、町に損害を与えた事件との、この監督責任の整合性はあるのか。また、町に損害を与えた違法行為を命令した当事者、課長と管理職に損害賠償責任を問わないわけでありますが、今回は。それを、三役が当事者責任を回避するために、回避するということは、これは事件の隠蔽になりますわね。その事件を隠蔽することを、本町では監督責任と言うのか伺いたい。

二点目、このホームページや回覧板のお詫び文書によると、再利用可能な材料の代金を除く約16万の損失額を生じさせたとあるが、この自治法208条、会計年度独立の原則、同210条、総計予算主義の原則や単一予算主義の原則等において、平成27年度川南町一般会計決算の歳入歳出88億249万1000円の決算額、すなわち執行済み決算から採用できる予算が出てくる根拠を伺いたい。これは、教育課長及び副町長に。以前勉強会でそのような答弁がありましたので、それについて伺いたい。

それから、三点目、損失額、材料費16万としていますが、人件費、建設、撤去等に係る機

器、電気、燃料費等を損失額に入れていない根拠は何なのか。また、16万の損失額は、自治 法243条に基づき算出された監査委員の監査の決定に基づく金額なのか伺いたい。

四点目、賠償責任の法的判断について弁護士の相談を受けておりますが、本町では、町政に弁護士を介入させる、そういう決まりがあるのか伺いたい。また、その判断によると故意また重大な過失があったとは言えないため職員に賠償責任を問えないと、弁護士の見解で結論づけていますが、弁護士にそういう権限が、弁護士は権限を有しておるのか。

故意の過失であろう、善意の過失であろう、損害を与えれば、その損害の割合によって弁償するのが一般常識にのっとった法律であることは、今回の湿原付近のボランティア、草刈りの事故で損害弁償をしたことで明確ではありませんか。

本案件は、事件発生後、住民の投書があるまで違法行為を故意に約半年隠蔽し、結果、町政史上初となる決算不認定という不名誉な事態を招いているが、これを重大な過失と言わず損害賠償責任を問わないと結論づけていますが、町執行機関を初め組織全体的に税金の収納率を上げるために専門家を雇い、差し押さえ等を行い、税金を徴収しているわけですが、その税金を取り扱っているという、その意識が町組織全体に欠如していることを物語っておりますが、以上四点について、町長、関係者の答弁をお願いいたします。

〇町長(日高 昭彦君) 今回の件で、いろんな角度から、今、児玉議員に御指摘をいただきました。

過去の町職員の不祥事、それも含めて、まず一番大事なことは、確かに問題を起こさない ことが一番大事でありますが、それよりも、もっと、同じことを繰り返さない、そのために 我々、組織としてどう向かうかという点。

それと、処分についてはやはり専門家の意見を、我々はやはり参考にして、いろんなところで判断をさせていただいております。その一つが、弁護士であったりしているところでございます。

その他について、今、最後に、税金を徴収して、その大事な税金を無駄にしているんじゃないかという御指摘でございますが、やはり税金ということの意味は全職員しっかりと把握して、今後も、これからの町政に取り組んでいきたいと考えております。

必要なところは、担当に答弁をさせます。(「(質疑が)3回しかできんかいよ。担当の 責任の整合性。」と呼ぶ者あり)

〇町長(日高 昭彦君) 冒頭に、今、お話ししたつもりでございますが、過去のそういう 事件じゃなくて、こういう処分についての整合性はトータルで判断しております。あると思 っております。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

整合性の問題でございますが、細農村公園の問題、駐輪場の問題、2つございます。

これについては、それぞれの問題が発覚した段階で、やはりその内容を精査し、その段階で当事者の処置をそれぞれ行いました。それを、それぞれの職員に対しての措置を行いまし

て、その部分についての職員に対する処置、処分等は規定に照らして行ったところでございますので、先ほどから、町長の答弁の中でありますような部分につきましては、町長みずからの使用者責任という形で提案されたものでございます。

職員側としましては、それぞれの案件につきまして、それぞれの内容を精査した上でしかるべき処置を行ったというのが現実でございます。

以上でございます。 (「弁護士にその権限があったかちゅうこと。」と呼ぶ者あり)

- ○議長(川上 昇君) 続けて、続けていいですよ。
- 〇総務課長(押川 義光君) 済みません。

法的判断の件でございますが、少なくとも我々は、法律の専門家というところまでは参りません。そういうことから、法的には一般的にどうなのかという解釈論を尋ね、そのことを受けながら最終的にうちの中で判断をし、以前申し上げました結論に達したところでございます。

ちなみに、自治法の243条自体の職員の賠償命令という段階におきましては、それに当たらないという結論に達したと。しかも、損害につきましては実損額と、我が国の法律の中では、実損額というのが、やはり指示されているというような法律の中での判断が示されておりましたので、我々としましてもそれを超えることはできないと判断し、最終的に弁護士の意見も尊重しながら判断し、結果は実損額ということで判断したというのが事実でございます。

町政に弁護士が介入したということにつきましては、最終的に判断するのは、町長、副町 長なり我々でございますので、介入したというところまでは当たらないというふうに判断し ております。

それから、ボランティアの湿原の問題でございますが、それの問題とこの問題についてはいささか内容が違っておりますので、同一で判断するわけにはいかないというふうに判断しております。

以上でございます。

- O議員(児玉 助壽君) 副町長は、さっきのをよう説明せんと。あんたどんが再利用できると言うた31万の根拠。再利用できるちゅう根拠。
- **〇副町長(清藤 荘八君)** 児玉議員の質問にお答えいたします。

せんだっての議会、勉強会でしたか、そこでも答弁させていただきましたけども、今回の 弓道場建設にかかった原材料費については四十数万円という支出をしております。これにつ きましては、原材料の購入費ということで御説明を申し上げ、その中で、原材料として、今 後、また利用可能という判断をしたのが三十数万円という判断をしたところでございます。

よって、16万円につきましては、再利用不可能ということで、非常に町民の方に対しても 御迷惑をかけているところなんでございますが、その根拠につきましては、もう再利用でき るということで三十数万円を上げております。 以上です。

- ○議員(児玉 助壽君) じゃから、根拠。法的根拠。法的根拠があるじゃろ、その移動に。 その使えば使うで、法的根拠ねえと使えんどがこれ。法的根拠示せ。
- 〇議長(川上 昇君) 続けてください。
- **○副町長(清藤 荘八君)** 児玉議員の御指摘の法的根拠というものでございますが、原材料費の、いわゆる物損価値についての法的根拠というのは特に定めておりませんし、ないと思っております。ただ、現物を確認し……
- **〇議員(児玉 助壽君)** 法的根拠ですよ、法律何条の何、何ぼって、そういうことがあるだろ。読んでみよ、その法律、法的根拠を。
- **○副町長(清藤 荘八君)** だから、現存物に関する根拠はございません。法的根拠は、そこはございません。それは、現物を確認し、それが使えるかどうかという判断をしたところでございます。

以上です。

- **○議長(川上 昇君)** それでは……、何か質問に答えてないのが、まだあったですかね、 今の。今の39万の分。
- ○議員(児玉 助壽君) その、今、言うた、その原則、あんたどんは何じゃったらね、今、言うた、その去年の88億ちゅう予算、あんたどんの解釈じゃったら、今年もそのお金が使われるっちゅうこっちゃわね。執行済みのやつが何で使えるのよ、あんた。47万で執行済みになっとんじゃねえね。何で使えるね。それが単一会計の原則やろうね。単一会計予算主義の原則というちゃわね。

この原材料費はよ、16節、あるものを生産するための原料または工作等のために消費される物品をいう。したがって、その、今の、弓道場の建設するための材料じゃかいよね。

次の年、単年度決算だから、次の年はちゃんと会計処理せんにゃ使えんたがね。そういうよ、会計年度独立の原則、会計年度とは収入、支出に区切りをつける期間で、国・地方公共団体とも毎年4月1日から翌3月31日までと定めている。法208条、これは、それぞれの団体が行政の計画と結論、結果を比較検討し行政の成果を生むために、一定の期間を定め、区切りをつけるためのものである。

次の年は、使えんとですよ。使える場合は、ただし、この原則には若干の例外がある。それは継続費の逓次繰越、2.繰越明許費、3.事故繰越、4.過年度収入及び過年度支出、5.預貯金の翌年度繰越、6.翌年度歳入の繰り上げの充用等であるわけですが、これを行わない限りはですよ、副町長、再利用できんとや。こういう説明もでけんとやったら、えびのに帰って米つくったほうがましちゃあ。

教育課長はよ、原材料は消耗品と一緒で、消耗品と一緒じゃから、コピー用紙と一緒じゃから、使われる言うちょったけんどよ、じゃから、31万の値打ちがあるちゅったね。こんげなったコピー用紙をよ、同じ価値で買う人がどこにおりますか。あんたらそういうこと言う

たとよ。再利用できますか、同じ価値で、31万で。

副町長、できんでしょう。47万で買うてんよ、こういう状態になったやつはよ、31万の価値ありませんよ、16万の原材料引いた残りの。これが一般的な、経済的な常識ですよ。

総務課長もよ、わけわからんことを言うたけんどよ、今、ボランティアが何した損害弁償と内容が違うちゅうて。同じ損害弁償でしょう、ボランティアで、善意で。あれも過失じゃねえの、法律は犯さんでん、過失じゃあ。これは法律を犯した過失がよ、重大な過失ちゅうと何で言わんとですか。

弁護士と相談して決めたと言いよったけんど、俺も弁護士を立てて裁判した、町と。そしたら「勝ちますよ。」と言うた、弁護士は。で、負けた。弁護士はそういうもんですよ。あんた、何を言いよっとね。いろいろ御託を並べて答えとったけんどんよ、この12月議会で改めてまた質問しますけんど、これ、三問方式で時間的ななんができんかい、期待しとってくださいよ。

この条例のなんじゃけんどんよ、これをみっと、監督責任をとると、給与減額するようなことで、一方ではこれは実質、給与増額の条例案を提出しとるわけですが、お詫びやらの反省でいろいろ、厚顔無恥、すなわち恥知らずの条例改正案をもって事件を隠蔽する魂胆がみえみえになっていますがよ。いろいろ言いよったけんど、一番肝心なとはよ、町は、町長含め町執行機関は、この損害を与えた事実を認めているわけですよ、今回。

だから、損害を認めた場合は、地方自治法243条の2の3項の規定にのっとり、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命じるのは、これは町長の責務であってよ、弁護士に相談することはない。それをすることは、あんたら、何を、どういうことをしとるかわかりますか、町長。

監督、監査に基づくこの損害賠償、損害、そういうなんをせんということは、町長、あなたは、この監査委員の選出に提案をしとる。推薦みたいになっとっちゃけんど、すばらしい 監査委員じゃから議会も議決したですけんどね。それを、自ら否定することになっとですよ、町長。

それをせんで弁護士に介入させるちゅうことは、町長自らが推薦し、議会が同意した監査 委員の存在を否定し、結果、全ての監査と決算の信頼を損ねたことに、損ねることにならん ですか、町長。

ちゃんと、そういう弁護士を雇わんでええごつ、監査委員も選任しとるし、法律でもそういうふうに決まっとる。それを行わんでですよね、何ぼ、16万、誰かが言いよった、町長と副町長と教育長の1カ月分の給料を合計して十何万ぐらいとか言いよったけんど、おら、そこまで計算せんかったけどん。そんなパフォーマンスでよ、事をよ、収めようとするよ、魂胆はまた、いやらしいですね、町長。

なおかつ、これは、議会の給与の増額もこの条例案に入っとると思うわけですが、その議

会の給与の増額の案件を人質にとって、これを同意しなければ、あなたたちの給料も上がりませんよという、そういうやり方はおかしっちゃねえですか、町長。すっとやったらよね、別個に条例を提案せんにゃいかんじゃないですか、町長。まあ、どんげなことしてでも、俺反対するからええけんどよ。

総務課長も法律のこといっぱい言いよったけんど、法律を守らんかったかいよ、こんげな 不祥事が起きたわけじゃがね。見解がいろいろ書いちゃったが、まだね、時間。

職員の賠償責任に係る法的判断、関係法令上の解釈適用等について県と協議し、宮崎県町村会の契約弁護士にも相談した結果、地方自治法240条の第1項において、職員に、賠償責任については故意また重大な過失が要件とされているが、今回の事案については故意また重大な過失はあったとは言えないために、職員に対し賠償責任は問えないと書いてあるけんど。さっき言うたごつ、給与関係面で、法律で身分を保障されとるかいよ。その身分を保障されとる職員が法律を犯すことは重大な過失なんですよ。なぜなら、部下やら周りの職員に迷惑かけとっちゃないですか。処分を受け取ってるでしょう、2回。1人の職員が2回受けとって、細農村公園の何と一緒に。なんで重大な過失て言えないね。

都合のいい1項ばっかりおいとるけんどよ、3項では、さっき言うたように、監査委員に 監査させんにゃならんことになっとじゃないですか、損害を認めたら。そんな守られんと、 何で法律のこと言うとですか。ちらかってなんやなんやらわからんなったけんど。

ひと言、言っときますけんど、さっきも言いよった、税務課の職員が、一生懸命税金を納め、徴収しよった、また、差し押さえもしよる。先日、町民運動会の時でしたか。あっ、四季を食べる会の時、総務課長も一緒におったのは。元商工会の会長が「住民の差し押さえしよっと、苦しいと。それはどんげかならんか。」と言われた時、なんちゅう答えたですか、総務課長。「それはできません。」と言うた。不公平になるからですよ。

そんげしてまで、税金を徴収しよっとにですよ、損害賠償責任がねえちゅうのはよ、おかしっちゃねえですか。それも、ちゃんと243条の2の3項に諮って監査委員が決定したもんじゃったら何にも言いません。そのために選んだ監査委員じゃかい。あんたら、監査委員を侮辱したことになっとですよ、弁護士のなんのを選ぶちゅうことは。

- **〇議長(川上 昇君)** 児玉議員、そろそろ、児玉議員。
- 〇議員(児玉 助壽君) うん。
- ○議長(川上 昇君) そろそろ簡潔に質問、質疑ですから。
- ○議員(児玉 助壽君) もうええと。簡潔じゃねえして、あと9分あるかい。大体な、次 の12月の議会に詳しく、整理はするけんど。その243条の2の3項の解釈、どうとっとるか 伺いたい。
- ○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

我々は、まず、第1項の部分の職員に対する賠償責任が求められるかと、その要件としま しては、先ほどおっしゃるとおり、重大な過失という法的な文言の判断が必要になってまい ります。それが、重大な過失にあたるということになるならば、次の段階で、じゃあ、その 損害額はどうなのかという次のステップに入ります。

そういう意味から、我々としては、重大な過失がどういうふうになるのかと、法的な文言の判断というのは一般解釈論とまた違う部分がございますので、そういう部分から法的な解釈の重大な過失と、その部分を弁護士に問いに行ったというところでございます。

そういうことから、結果的には、重大な過失に当たらないという判断ができますよという 指導を受けました。それを持ち帰りまして、内部で協議した結果、そういうことにあたらな いということであれば、次のステップに入らない。

ですから、243条の2の第3項、監査委員に監査の請求をしてという部分に至らないというのが、我々の今の見解でございました。そういうことから、監査委員にそこの部分にいかなかったというのが現在でございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、我々公務員というものは公務員法にのっとりまして、身分の保障あるいは法的に守られるという世界で、確かに、あるのも事実でございます。おっしゃるとおり、民民の損害賠償請求とは異なるというのも現実でございますが、やはり、法の趣旨というのは、公務に携わる者は、絶えず、議員のおっしゃるような部分が非常にあるということから、襟を正して、きちんとやはり、その部分の連携をしながら職務に精励すると、それをもって、初めて、やはり公務員法で守られる世界があるというふうに、私たちは特に感じておるところでございます。

昨年から今年にかけての問題、いろいろございました。それを含めて、特に、条例改正を したりして対応してきております。一番はやはり、今後こういうことを起こさないというこ とをどうやって担保していくか、そのことを、やはり我々も襟を正しながら職務に精励して いきたいと考えております。

以上でございます。

〇議員(児玉 助壽君) その、今、最後に言うた、今後二度と起こさんようにと言うたとは同じことを、細農村公園の時も聞いた。聞き飽きた、もう。

この法的判断をみっとよね。これは、おれが出したやつじゃないけど、あんたたちが出したやっちゃけんども。重大な過失ちゅうのの解釈、過失とは注意義務違反である。判例により重大な過失とは、通常人に要求される程度の適当な注意をしないでも、わずかな注意さえすればたやすく違法、有害な結果を予見することができた場合であるのに漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態であると解される。

ちゅうことは、管理職たる者がよね、建築基準法がよ、あるっちゅうことはよ、また、業務する以上はよね、職員が、法で身分を保障されてる以上はよね、法律を知らんちゅうことは言えんとですよ、総務課長。

そして、この3条のよ、重大な過失やらよ、そういうとは一つも入っとらん。損害を認めたときしか入っとらんがね。重大な過失であろうが何じゃろうがよ、損害は、仮に過失で大

きな損害額を与えるときがあるわけじゃねえね。過失も何も入っとらんよ、これじゃあ。 「損害を認めた、与えたと認めるとき」と書いちゃるから。

あんたたちは都合のええとこばかり持ってくるけんどよ、本当じゃったらね、正直な役場なんじゃったら、この3項も入るはずじゃけんど、何で3項は入れんとね。3項入れんと問題があるから、3項を削除したっちゃろがね。たまがるわ。

今、この議会で決算認定を出すことになるか、まあ、どんげなるかわからんけど、本当は。 議会が、そういう、監査請求するような事態にならん前に、そういうの、手順、手続をとっ てすれば済むことであってですよね、それが、町長、監督責任ちゅうもんじゃねえですか。 町政の透明化を図って、それは監督責任じゃと思うっちゃけんどん、ねえ。

総務課長が今言うた、ホームページやら回覧板に載せとるけんど、今言うたような言葉が。 どこがいったかわからんけんど、ねえ。法令を遵守して二度と起こさんごと組織を強化して と言いよるけんどん、同じ課の同じ課長が違法行為を起こしとっとですよ、その言うた口の 下。その組織力を行使したとは、強化したとは、その事件を隠蔽するために強化しよっとで すか。組織で。これもね、それに背いて強化しとるかい、住民の投書で初めて明るみに出た とですよ、町長。それを適正に処理せんづつですよ。重大な過失じゃねえっちゃ言えんでし ょう、半年も隠しとることは故意じゃねえとできんでしょう。適正に処理することをせんで ですよね、243条の2の3項を適用して給与減額というこのパフォーマンスですよ。

この期に及んで隠蔽してよいと幕引く考えですか。

- **○町長(日高 昭彦君)** 各方面からの御指摘をいただきまして、ありがとうございました。 先ほど総務課長が申したとおり、いかにこういう事態を、しっかりと我々は捉えて次に進 んでいくかというのが問題であります。そういうことで、一つ一つをしっかりと向き合って クリアしていきたいと思います。御指摘ありがとうございました。
- 〇議長(川上 昇君) 児玉助壽君に申し上げます。

副町長に対する発言で、2回目の発言の時にちょっと気になる発言があったんですが、訂 正あるいは……

- 〇議員(児玉 助壽君) なんがあった。
- ○議長(川上 昇君) 副町長に対しての、2回目の発言、2回目の発言の時に。
- 〇議員(児玉 助壽君) 何か言った。
- **〇議長(川上 昇君)** 副町長に対しての発言で気になる部分があったんですが、そのままでよろしいでしょうか。訂正とか……。
- ○議員(児玉 助壽君) ええですよ、別に。
- **〇議長(川上** 昇君) そのままでよろしいですね。
- ○議員(児玉 助壽君) うん。数字が間違うとる分じゃったら訂正するけんど。
- **〇議長(川上** 昇君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇議員(三原 明美君)** 要はですよね、一日も早く駐輪場ができることだと思うんですよ。

町民の方の一番の願いだと思うんですが。それで、この町長、副町長、教育長が減額された 金額と残ってる30万ぐらいの材料があるんですね。それを使って、一日も早く駐輪場を造っ てやろうという考えはございますか。 (「こっち」「教育、教育」と呼ぶ者あり)

○教育課長(大塚 祥一君) 三原議員の御質問にお答えいたします。

弓道場の附帯設備につきましては、現在、当初予算の要求に向けて準備をしているところ でございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) できるだけ早く造ってさしあげていただきたいと思います。困ってらっしゃるのはもう皆さんよく分かってらっしゃると思いますので、こういう問題でずっと引きずるんじゃなくて、一日も早く駐輪場ができるように行政側は一生懸命努力してほしいと思います。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。(「議長、今のは、残った材料で造るといっちょっとね。」と呼ぶ者あり)それは、それはわかりません。(「残った材料は使えんど。」と呼ぶ者あり)——質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第52号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、(あっ、これ、間違うた、ちょっと待ってください。) ちょっと書類を間違えましたのでおわび申し上げます。

議案第52号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、反対の立場に立ち討論いたします。

それの理由についてでありますが、本案件は、運動公園内の違法建築物建設及び撤去に伴う職員の違法行為で町に損害を与えたと町執行機関が主張する約16万円の損害金を、町三役の監督責任パフォーマンスの給与減額分で相殺するので、議員の給与増額案を人質にとり認めるという予算案に関する提案権を乱用した本末転倒の議案であり、看過できません。

なぜなら、本案件に関する問題で、平成27年度川南町一般会計決算は不認定となっています。その理由は、地方自治法で定める会計年度独立の原則、総計予算主義の原則、単一予算主義の原則等、予算の原則をないがしろにした上に、地方自治法243条の2、3項で規定する監査委員が決定した額で決定したものではありません。

今回、議会で提出する監査請求に関する決議で示す、1. 当該施設工事で支出した原材料費の支出(損失)について、2. 違法都市計画法、建築基準法など建築物の設置及び解体工事に関与した職員への人件費の支出(損失)について、3. 上記2の関係工事に要した町の重機等の使用料等の支出(損失)についての監査を求めており、これらの監査結果を鑑みて、

当事者の責任を問うべき者には責任を科し、しかるべき監督責任をとるのが常道であり、本 議案の提出は、時期尚早であるとともに議会発議の監査請求に関する決議に矛盾するもので あります。皆さんの賛同を求めて、討論を終わります。

- ○議長(川上 昇君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- 〇議員(徳弘美津子君) 議案第52号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、賛成の立場でいたします。

今回、この件については隣町のもともと低い、川南だけ特段低い期末手当について引き上げるということでありまして、現実、私たち今、現職の議会に対して、また三役に対してもですが、今後川南を担っていただく希望ある議員の希望する人たちのためには、ここはこの数字で、隣町よりもともと低い数字ですので、やはりここの中では受けていきたいなと思っております。

で、今回、同時に出されております町三役に対しての減額ですが、金額においては執行部 が言われている金額に及びません。

実際、議会の中でもいろいろありますが、基本的にこの問題は、弓友会の方が、なぜこの 駐輪場を壊したのかというところから始まっております。今回、いろんなことで同僚議員の 質問があったり町長の答弁もあります。今後こういうことがないようにするためにどうする ことがいいのか、同僚議員の質問でも弓友会のためにどうであるかっていうのが一番であり ますので、今回この数字の中で、これはこれの中で受けとめながら、今後、課の統制である とか、やはり法律に準じるってことをきちんとやっぱりうたっていただきながら、私たちは 私たちの権利において、また質疑をしたりいろんなことができますので、ここの中でこれは 完結していきたいと思って賛成にかえます。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) これで討論を終わります。

これから議案第52号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(川上 昇君) 起立多数であります。したがって、議案第52号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第8、議案第53号平成28年度川南町一般会計補正予算(第3号)、日程第9、議案第54号平成28年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)、以上2議案を一括議題とします。 朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(日髙 昭彦君) 議案第53号及び議案第54号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第53号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652万8000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1823万5000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

繰入金は652万8000円の増額で、財政調整基金繰入金を計上しました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の予算計上でございます。議会費は28万2000円、総務費は12万4000円、民生費は154万2000円、衛生費は49万円、農林水産業費は316万円、商工費は7万円、土木費は31万円、教育費は55万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第54号は、収益的支出第1款第1項の営業費用に人事院勧告に伴う人件費45万9000円を追加し、支出の総額を3億5492万7000円とするものでございます。第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費4566万2000円に給与改定分の45万9000円を追加し、その総額を4612万1000円とするものでございます。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第53号平成28年度川南町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号平成28年度川南町 一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

議案第54号平成28年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)について、討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号平成28年度川南町 水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第6号監査請求に関する決議についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの説明を求めます。

○議員(児玉 助壽君) 発議第6号について、その提案理由を説明します。

監査請求に関する決議、地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対して監査を求め、その結果の報告を請求するものといたします。

監査を求める事項、平成27年度に執行した川南町運動公園弓道場雨天対応設備工事(撤去作業等を含む)において、町に損害を与えた違法、不当な公金の支出について。(1)当該設置工事で支出した原材料費の支出(損失)について、(2)違法都市計画法、建築基準法など建築物の設置及び解体工事に関与した職員の人件費の支出(損失)について、(3)上記(2)の関係等に要した町の重機等の使用料等の支出(損失)について。

以上の案件について、監査請求を求めて提案して説明を終わります。

〇議長(川上 昇君) 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第6号監査請求に関する決議について、討論を行います。討論はありませんか。——失礼しました。まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(竹本 修君) 発議第6号監査請求に関する決議について、賛成の立場で討論を 行います。

この事案は、議会で設置しています意見箱に町民から投稿されたことが発端であります。

私も、それまでは、恥ずかしいことですが全く知りませんでした。

8月末でしたので、9月の定例議会における議案として、平成27年度一般会計決算の議案 で確認することができました。当然、内容的には理解されるものではありません。その後、 一般会計特別委員会で否決され、本会においても不認定と全会一致で可決されました。

このたびの駐輪場設置に関する問題点については、投稿された方たちの思いに対応することが大事ではないでしょうか。私は、投稿された内容を何回となく復唱すると、議会議員への期待感、行政に対しての組織のあり方など、疑問を掲げ、不信感を感じておられます。また、取り壊しの時点では、担当課に説明を求めたけど、そのとき対応されなかったとも話され、非常に残念に思いますが、これらを払拭しなければならないと思います。

払拭するには、こうした事実を私たち関係者がどのように受けとめ整理していくのか。この監査請求についても行政上層部への嫌がらせにとらわれることじゃなく、これまでの事案の処理に関する意見を、私は監査委員に求めていきたいと思い、監査請求に関する発議に賛成するものであります。

以上でございます。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) これで討論を終わります。

これから発議第6号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(川上 昇君) 全員賛成であります。したがって、発議第6号監査請求に関する 決議については、原案のとおり可決されました。

日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました 議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(川上 昇君) 異議がないのでそのように決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。これで平成28年第5回川南町議会臨時会を閉会します。

午前10時59分閉会
